

# 米国連邦取引委員会の環境表示規制および 「リサイクル可能」表示をめぐる審決(2)

竹濱 朝美\*

## 目次

はじめに

### 1 FTCガイドの概要

- (1) ガイドの適用範囲
- (2) ガイドの法的効力
- (3) 欺瞞に関する基本的考え方
- (4) 広告実証義務
- (5) 一般原則

### 2 リサイクル可能の主張をめぐるFTCガイドの要件

- (1) リサイクル可能をめぐる欺瞞の判断基準
- (2) リサイクル可能をめぐる設例
- (3) ガイドにおける要件の特徴
- (4) リサイクル可能の表示をめぐる最近の違反事例

### 3 外食用紙製包装におけるリサイクル可能表示

### 4 コーヒー・フィルターにおけるリサイクル可能表示

### 5 ファスト・フード用紙容器におけるリサイクル可能表示

### 6 食卓用プラスチック食器におけるリサイクル可能表示

(以上, 前号)

(以下, 本号)

### 7 透明粘着テープの包装におけるリサイクル可能表示

### 8 使い捨て紙皿におけるリサイクル可能表示

### 9 使い捨て食器におけるリサイクル可能表示

### 10 ポリスチレン製食器におけるリサイクル可能表示 結び

## 7 透明粘着テープの包装におけるリサイクル可能表示

LePage's Inc., LP Holdings, Inc.の件,  
同意審決, 申し立て1994年7月19日,  
審決1994年7月19日, Docket C-3506,  
118 F.T.C. 31 (1994)

### (1) 概要

LePage's Inc.およびその親会社は, LePage 銘柄の透明粘着テープの広告, 販売を行う業者である。被審人は, 木材パルプおよび粘着性素材から形成されたセロファンテープについて, 「生分解可能」「分解可能」「環境に安全」等の表示によって, この製品が通常の廃棄の後に完全に分解し, 適度に短期間に自然の要素に還元されること, 従って環境保全上の効果を発揮すると表示してきた。これが虚偽表示にあたるとして, FTCにより申し立てられた。また, テープのパッケージについて, 「リサイクル可能」と表示してきたことが, 虚偽および欺瞞に当たるとして, 申し立てられた。

審決において, 製品またはパッケージについて, 「生分解可能」「分解可能」「環境に効果がある」とする表示を直ちにやめること, パッケージが「リサイクル可能」であるとの虚偽表

\* 立命館大学産業社会学部助教授

示をやめるよう、命令が出されている。ここでは、「リサイクル可能」表示にかかわる限りで、申し立ておよび審決の内容を要約する。

## （２）申し立ての内容

LePage's 銘柄の粘着テープは、木材パルプおよび粘着性素材から形成されたセロファンテープである。製品は、透明ポリスチレン・プラスチック容器に入れられて販売されている。この容器は、どの種類のプラスチック樹脂から形成されたかを識別していない。テープおよび容器は、非波形厚紙またはボール紙の台紙に付けられて販売されている。

### 表示例

被審人は、透明テープおよびパッケージについて、以下のような広告表示を行ってきた。

「新・生分解可能・透明テープ。リサイクル可能な取り出し容器付き」

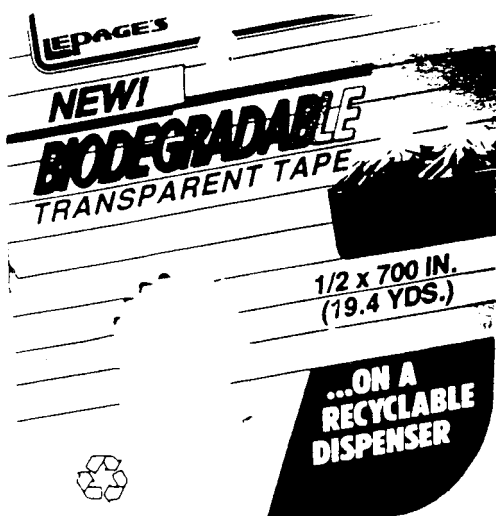
「生分解可能・透明テープ。急速に分解可能。環境に安全。リサイクル可能なパッケージ」

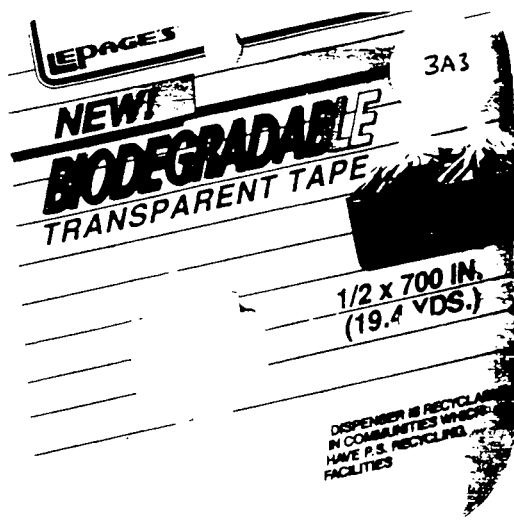
（製品の前面および背面に、追いかける三本の矢の記号が表示されている。118 F.T.C.31, at 33, 36. 証拠資料B, 資料7 参照）

「新・生分解可能・透明テープ。取り出し容器は、後述のリサイクル施設を持つコミュニティにおいてリサイクル可能です」（118 F.T.C. 31, at 37. 証拠資料C, 資料8 参照）

上記の表示を通じて、被審人は、直接または黙示によって、プラスチック・テープの取り出し容器がリサイクル可能であると表示してきた。実際に、取り出し容器は、リサイクルされることは可能である。しかし、無発泡性ポリスチレン製取り出し容器をリサイクルに受け入れる回収施設は、全米にごく少数しか存在しないため、大部分の消費者は、この製品をリサイクルすることはできない。したがって、取り出し容器がリサイクル可能であるとの表示は、虚偽および欺瞞である。

上記の表示を通じて、被審人は、直接または黙示によって、製品に付けたボール紙製台





\*資料8 (118 F.T.C.31, at 37, 証拠資料C)

紙がリサイクル可能であると表示してきた。ボール紙製台紙は、実際、リサイクルされることは可能である。しかし、非波状ボール紙または厚紙台紙をリサイクルに受け入れる施設は、全米にごく少数しか存在しないため、大部分の消費者は、これをリサイクルすることはできない。したがって、この台紙がリサイクル可能であるとの表示は、虚偽および欺瞞である。

上記の表示を通じて、被審人は、表示を行なった時点で、その内容を実証する合理的な根拠を保持していると述べてきた。しかし実際には、被審人は、表示内容を実証する合理的な根拠を保持していなかった。したがって、表示内容を実証する合理的根拠を有するとの表示は、虚偽および欺瞞である。

(3) 審決および命令

FTCは、LePage's, Incおよび親会社LP Holdingsに対して、直接的であれ黙示によってであれ、(a)製品またはパッケージがリサイ

クル可能であるとの表示、(b)製品またはパッケージのリサイクル回収プログラムが利用できるとの表示について、虚偽表示を直ちにやめるよう命じる。

ただし下記の二つの条件でのみ、製品またはパッケージがリサイクル可能であると表示するならば、被審人は、上記(a)の命令に違反しない。

第一に、リサイクル表示にきわめて近接して、明確かつ十分目立つように、次の(a)(b)(c)を開示すること。(a)無発泡性ポリスチレン製品またはパッケージ、および非波状ボール紙または厚紙の製品またはパッケージは、これを受け入れるリサイクル回収プログラムを持つごく少数のコミュニティにおいてのみ、リサイクル可能であること。(b)製品またはパッケージのリサイクル回収プログラムをもつ全米コミュニティのおよその数。(c)当該製品のリサイクル回収プログラムを利用できる全米人口または全米コミュニティのおよそのパーセンテージ。

第二に、無発泡性ポリスチレン製品またはパッケージがどのプラスチック樹脂から形成されたかを明確に示す識別証明をつけること。

上記の規定のために、開示情報に明瞭かつ顕著な参照印を付す場合、製品パッケージ上の他の箇所での情報開示は、表示にきわめて近接していなければならない。アスタリスクその他の記号は、明確で目立つ参照印とは見なされない。参照印は、消費者がパッケージ上の表示を検討する際、十分に気づきやすく読みやすく、目立つ方法で、表示しなければならない。

## 8 使い捨て紙皿におけるリサイクル可能表示

AJM Packaging Corporation et al. の件,  
同意審決, 申し立て1994年7月19日,  
審決1994年7月19日, Docket C-3508,  
118 F.T.C. 56 (1994)

### (1) 概要

被審人AJM Packaging Corporation社は、使い捨て紙皿を「自然のグリーンラベル」(Nature's Own Green label)の銘柄名で、販

売、流通、広告を行う業者である。この事件では、被審人がこの使い捨て紙皿について、第一に、「リサイクル可能」であるとの表示を行なったこと、第二に、通常の廃棄の後、この紙皿が合理的短期間のうちに完全に分解し、自然界に存在する要素に分解するとの表示を行ったことについて、虚偽および欺瞞にあたるとして、FTCに申し立てられた事件である。

審決においては、第一に、製品およびパッケージが分解可能、生分解可能、または光分解可能であるとの表示をやめること、第二に、製品またはパッケージが通常の方法で埋め立て・廃棄された場合に、何らかの環境効果をもつとの表示をやめること、第三に、製品およびパッケージのリサイクル施設が利用できる程度について、虚偽表示をやめることが、命令されている。ここでは、リサイクル可能の表示に関わる限りで、申し立ておよび審決の内容を要約する。

### (2) 申し立ての内容

被審人は、同社の「自然のグリーン・ラベル」銘柄の紙皿について、「100%リサイクル可能で生分解可能な紙からつくられています」



\*資料9 (118 F.T.C. 56, at 59, 証拠資料A)

(118 F.T.C. 56, at 59, 証拠資料A, 資料9参照)などの表示を行ってきた。こうした広告表示を通じて、被審人は、直接または暗示的に、この紙皿が通常の使用の後にリサイクル可能であると表示してきた(118 F.T.C. 56, at 59, 証拠資料A, 資料9参照)

実際に、この紙皿はリサイクルされることは可能である。しかし、使用済み紙皿をリサイクルに受け入れる回収施設は事実上、存在しないため、大多数の消費者は、リサイクルすることはできない状況である。したがって、リサイクル可能の表示は、虚偽および誤解を招くものである。

被審人は、被審人は、「100%リサイクル可能で生分解可能な紙からつくられています」などの表示を行った時点で、表示内容を実証する合理的な根拠を有していると主張してきた。しかし被審人は、上記表示を行った時点で、主張を実証する合理的な根拠を持っていなかった。したがって、これらの主張は、虚偽および誤解を招くものであり、FTC法第5条に違反する不公正または欺瞞的行為、慣行に該当する。

### (3) 審決および命令

直接的であれ、暗示的であれ、製品またはパッケージがリサイクルされることが可能である程度、または製品またはパッケージのリサイクル回収プログラムが利用できる程度について、虚偽表示を直ちにやめるよう命令する。

#### 9 使い捨て食器におけるリサイクル可能表示

Keyes Fibre Company の件、  
同意審決、申し立て1994年8月2日、  
審決1994年8月2日、Docket C-3512、  
118 F.T.C. 150 (1994)

### (1) 事件の概要

被審人 Keyes Fibre Company は、Chinet その他の銘柄名で、使い捨て紙皿、ポウル、トレイなどの食器類の製造、販売を行う業者である。第一に、被審人は、Chinet 銘柄の紙製食器が分解可能または生分解可能であり、通常の廃棄の後、妥当な短期間のうちに、自然界に存在する諸要素に完全に分解すること、第二に、製品が生分解するため、環境保全効果をもつとの表示を行なった。第三に、被審人は、上記製品はコミュニティの廃棄物堆肥化施設を利用することによって、コンポスト化(堆肥化)することが可能であると表示した。第四に、被審人は、同製品をリサイクルする回収施設が利用できるとの表示を行った。FTCは、これらの表示が真実性のない表示であるとして申し立てを行った。

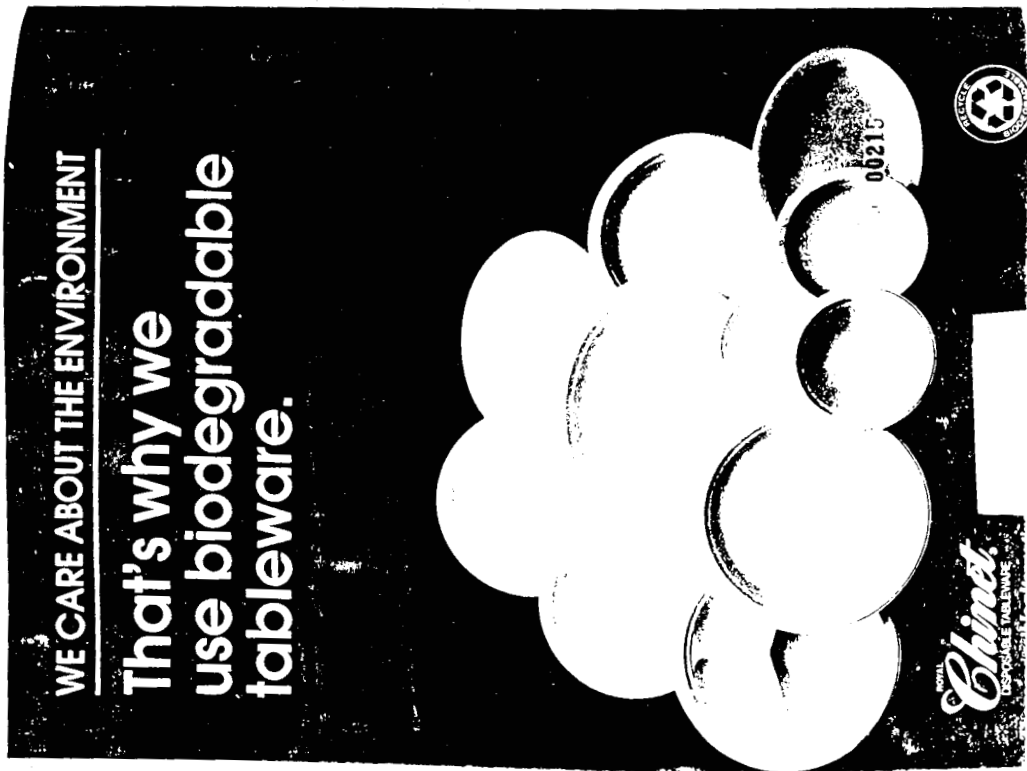
審決においては、「生分解可能」、「生分解可能による環境効果をもつ」、「堆肥化可能」、「コミュニティの堆肥化施設が利用できる」、「リサイクル可能」の表示について、虚偽の表示をやめるよう記した命令を含む同意審決が出されている。ここでは、リサイクル可能の表示にかかわる限りで、表示内容、申し立ておよび審決を要約する。

### (2) 表示例

被審人は、Chinet 銘柄の使い捨て紙食器について、次のような広告表示を行ってきた。

「リサイクル」の表示

- a. 「私たちは、環境に配慮します。だから、生分解可能な食器を使います。Chinet は、食事を美味しく見せます。生分解可能性は、固形廃棄物の量を制御する適切な方法です」。
- b. 「リサイクル」「生分解可能」(追いかける三本の矢の記号が表示されている。118 F.T.C. 150,



\* 資料10 (118 F.T.C.150, at 152, 162. 証拠資料 G, front)

at 152本文中, 162, 証拠資料G, 資料10参照)

「リサイクル可能」の表示

「Chinetの使い捨て食器, 環境によい型押し形成方式紙製品(この製品は生分解可能です。コミュニティの堆肥化システムを通じて, リサイクルが可能です)。生分解可能な製品を選んでください。生分解可能という製品特性は重要ではないという主張にもかかわらず, 多くの都市が, 埋め立て処理より, 固形廃棄物の堆肥化の方法に切り替えているので, 生分解可能は, 重要な製品特性です。特に, 自治体の堆肥化システムは, 生分解可能な材料のみで機能しています。

この製品は, 特に堆肥化システムを通じて, 生分解可能で, リサイクル可能です。生分解可能な製品は, 自治体の堆肥化システムを通じて, リサ

イクル可能であるということをお忘れなく」(118 F.T.C. 150, at 164, 証拠資料H, 資料11参照)。

「リサイクルされた紙から作られている」との表示

「リサイクルされた紙からつくられています」(追いかける三本の矢の記号が表示されている。118 F.T.C. 150, at 155, 証拠資料A, 資料12参照)。

「リサイクルされた紙からつくられています。チネットの製造工程は, 一年に35000トンの紙をリサイクルしています。リサイクルされた紙1トンにつき, 17本の木と, パルプ製造におけるエネルギーコストを節約します。リサイクルは, 埋め立て処理される廃棄物の量を削減します。生分解可能性は, 堆肥化技術の不可欠の一部です。固形廃棄物リサイクル方法」

657

# TIPS FOR A GREENER KITCHEN

"Nobody made a greater mistake than he who did nothing because he could only do a little."  
— Edmund Burke

Likewise, every single thing we do, no matter how great or small, counts when it comes to the environment. We all make a difference.

Fortunately, most of us really *want* to get involved and do our part to clean up the earth. Unfortunately, the task at hand can be so overwhelming, it's hard to know where to start.

Why not begin right in your own kitchen? Take a look at the trash you take out to the curb. You'll notice the vast majority of it emanates from that one room.

China's disposable tableware, the environmentally sound line of recycled paper products (they're "biodegradable," made from recycled paper) and are recyclable, especially via municipal composting, invites you to incorporate some simple routines into your kitchen and your shopping. They will have a big effect on what you add to the solid waste stream:



## BEFORE YOU GO TO YOUR SHOPPING CART...

- Look for cereals, crackers, cookies, and other dry products packaged in cartons made from recycled paper. The boxes will look gray inside instead of white.
- Buy items like evolutionary baby foods, and sauces in recyclable glass jars instead of plastic.
- Buy eggs in molded paper cartons — usually made from recycled paper — instead of polystyrene foam cartons.

00021

657

- Before you throw them out, remove and soap apart the plates, cups, saucers used on canned juice, soda, and beer. The plastic holders are harmful to marine and other wildlife.



## CLEANING AND CLEANING

- When washing dishes, fill a basin rather than let the water run. Start the dishwasher only when it's full to save water and energy.
- Use liquid dishwasher detergent instead of phosphate-containing powders.
- Microwaves use only 1/3 to 1/2 as much energy as conventional ovens. Toaster ovens are also more energy-efficient.
- Buy appliances with the highest energy rating.



## RECYCLING WRAP UP

- Recycle everything possible — glass, aluminum, tin, newspapers, food and cardboard.
- Look for products with the international recyclable symbol. Then make sure you recycle them!
- Buy products made from recycled materials. It will say so on the label. For instance, China's disposable tableware is made from recycled paper — paper that could have ended up in the waste stream.
- And don't forget that biodegradable products are recyclable via municipal composting.

- Buy in bulk whenever possible, in the largest practical size available.
- "Recycle" by avoiding products with multi-layered packaging, e.g., a plastic container sealed with foil, shipped in more plastic and contained in a box.
- Avoid "spaceable" plastic containers. They are made of several layers of different plastics and are not recyclable.
- Look for products that are biodegradable. Contrary to claims that biodegradability isn't important, it will be a key to deal with more cities turn to composting of solid waste as an alternative to landfill. Municipal composting works with heat, gradeable material only.
- When buying disposable tableware, choose paper — preferably recycled paper — over foam or plastic. The best choice is unlined paper — it's biodegradable and recyclable, especially via composting.
- When you go to the store for run-outs or just a few items, take a canvas or string bag to carry home purchases.
- The best grocery bags are reusable ones. When you're buying a week's worth of groceries, however, they aren't always practical. If you need new bags, ask for paper instead of plastic. Reuse them as garbage bags or bring them back to the store for repacking groceries on your next trip.



## SMART STORAGE IDEAS

- Choose reusable containers to store food instead of foil or plastic wrap.
- Use biodegradable waxed paper to wrap sandwiches instead of plastic bags.



BIODEGRADABLE • MICROWAVABLE

**Chinet**

THE NEXT BEST THING TO CHINA


 • NO LEAKS  
 • NO DRIPS  
 • NO DISASTERS

25-8<sup>3</sup>/<sub>4</sub> IN.

DISPOSABLE LUNCH PLATE  
KEYES PAPER CO. PANY, NORWALK, CT

\* 資料12 (118 F.T.C. 150, at 155, 証拠資料A)

## Just how beneficial are we?

### Made from Recycled Paper

- The manufacturing process of Chinet® molded paper plates recycles approximately 35,000 tons of paper per year.
- Every ton of paper recycled can save 17 trees and conserve related energy costs in processing to pulp.
- Recycling also reduces the amount of solid waste going into landfills.

### Biodegradable



bio-de-grad-able: Readily decomposed by bacterial action.

- Biodegradability is an integral part of composting technology - a fast-emerging, solid waste recycling method.
- Chinet® paper plates are the ideal choice as they do not have a plastic or wax coating that may interfere with decomposition.

While not everyone is in agreement with regard to solid waste management, most concur that a solution can be found in the combined use of landfills, recycling/composting and waste-to-energy incineration. Concerned consumers can feel confident that Chinet® paper plates perform in whatever disposal method is used in their community.

The Original Molded Paper Plate

\* 資料13 (118 F.T.C. 150, at 158, 証拠資料D)



# Free Poster.

Congratulations. You're using disposable tableware made from recycled paper fibers. That makes these plates, platters or bowls biodegradable. Something more and more of your environmentally conscious customers will appreciate.

We're offering free posters to let them know what you're doing. They'll also like the way Chinnet tableware looks and handles. You'll like it because all Chinnet items are microwave safe and resist oil, water and grease penetration.

Chinnet makes food look good and its biodegradability is a good step in controlling solid waste volume.

ROYAL  
*Chinnet*<sup>®</sup>  
**Biodegradable disposable tableware  
made from molded fiber.**

\* 資料 14 (118 F.T.C. 150, at 163, 証拠資料 G, back)

(118.F.T.C. 150, at 158, 証拠資料 D, 資料 13 参照)

「リサイクルされた紙から作られた使い捨て食器。.....型押し形成繊維からつくられた生分解可能な使い捨て食器」(118.F.T.C.150, at 163, 証拠資料 G, back, 資料 14 参照)

「チネットの使い捨て紙食器は、環境によい、型押し形成紙の製品です。これらは、生分解可能で、リサイクルされた紙からできています。特に、自治体の堆肥化システムを通じて。あなたのキッチンとあなたのショッピングの中に\*\*\*。あなたが排出する廃棄物に多大な効果を発揮します。」(118 F.T.C.150, at 164, 証拠資料 H, 前掲資料 11 参照)

### (3) 申し立ての内容

上記 および の表示 (118 F.T.C.150, at

162, 証拠資料 G, 資料 10 参照)(118 F.T.C.150, at 164, 証拠資料 H, 資料 11 参照)を通じて、被審人は、Chinnet の使い捨て食器が、通常の廃棄の後に、リサイクル可能であると表示してきた。同製品は、リサイクルされることは可能であるが (Chinnet disposable tableware is capable of being recycled), 使用済みの Chinnet 食器を受け入れる回収施設は事実上存在しないため、大多数の消費者は、同製品をリサイクルすることができない。よって、同製品がリサイクル可能であるとの表示は、虚偽および誤解を招くものである (118 F.T.C. 150, at 154)。

また、被審人は、同製品がリサイクル可能であるとの表示について、表示内容を実証する合理的根拠を保持しているとしてきた。しかし、被審社は、表示内容を実証する合理的根拠を有

していなかった。したがって、合理的根拠を有するとの主張についても、虚偽および欺瞞に該当する。

#### （４）審決および命令

被審人は、製品または容器がリサイクルされることが可能であるという点、製品または容器のリサイクル回収施設が利用できるという点について、真実性のない表示を直ちにやめるよう命じる。

#### （５）考察

リサイクルの記号をめぐる二つの使用法

この件においては、追いかける三本の矢の記号（three-chasing-arrows symbol）は、「リサイクル可能」を表示する場合に使用されるだけでなく、「リサイクルされた紙から作られている」を表示する場合にも、使用されている。後者の「リサイクルされた紙から作られている」とは、リサイクルされた素材を含むという意味であり、「リサイクル素材含有」（recycled content、リサイクルされた内容物）の主張に該当する。

「リサイクル素材の含有」に関するガイドの設例は、追いかける三本の矢の記号にかかわって、次のような説明を付けている（FTC, Guides, § 260.7, e, Example 10）。

第一に、追いかける三本の矢の記号を補足説明を伴わずに使用する場合、この記号は、一つには、製品またはパッケージの全体が「リサイクル可能」であるという意味と、二つには、製品またはパッケージの全体が100%リサイクルされた素材から作られているという意味の、二つの意味を消費者に伝える可能性がある。もしも、製品またはパッケージがこの二つの環境効果を持つことを実証できない場合、記号は、リ

サイクル可能性を伝えるものか、または、リサイクル素材の含有を意味するものかについて、主張に適切な限定条件を付けなければならない。

第二に、「リサイクル可能」を表示するために、この記号を使用する場合、リサイクル・プログラムの利用が制限される場合は、その限定条件を開示しなければならない。リサイクル素材の含有を意味するために記号を使用する場合、製品またはパッケージが100%リサイクル素材でないときは、リサイクル素材の含有率を示さなければならない。

記号の定義と補足説明

追いかける三本の矢の記号について、FTCのガイドの説明は、以上の二点である。ガイドに従えば、「リサイクル可能」と「リサイクル素材の含有」の両方の意味を実証しうる限りは、補足説明を伴わずに記号を表示しても差し支えなく、また、「リサイクル可能」と「リサイクル素材の含有」の二重の意味で使用すること自体は、規制されていないことが分かる。

しかし、追いかける三本の矢の記号を異なる二つの意味で使用することを認めることは、（たとえ、「リサイクル可能」と「リサイクル素材の含有」の両方を実証しうる場合であっても）、消費者には、記号がどちらの意味を示しているのか、あるいは、両方の意味を示しているのか、記号だけでは、わかりにくいものである。記号は目に付きやすい目印として有効であるが、補足説明を伴わない記号は、それだけでは正確な情報を伝達することは、困難である。むしろ、記号は、単独では使用を認めず、必ず説明文を付して使用するよう規定するほうが、混乱を回避する上で好ましいと考える。また、「リサイクル可能」および「リサイクル素材の含有」を意味する記号について、何らかの

特定記号とその使用方法を定義することが必要であったと思われる。

## 10 ポリスチレン製食器におけるリサイクル可能表示

Amoco Chemical Company 他の件,  
同意審決, 申し立て 1994年8月9日,  
審決 1994年8月9日, Docket C-3514,  
118 F.T.C.194 (1994)

### (1) 申し立ての内容

被審人 Amoco Chemical Company およびその 100% 子会社である Amoco Foam Products Company は, ポリスチレン製の食品給仕用皿, カップ, その他の製品を, 一般向けには, Snacker のブランド名およびプライベ

ート・ブランド名で, 製造, 販売, 広告等を行っている。同時に, 仕出し業者, カフェテリア, レストランその他の業者に対して, ポリスチレン製食品給仕用製品の製造, 広告, 販売, 広告, 表示を行っている。

#### 表示例

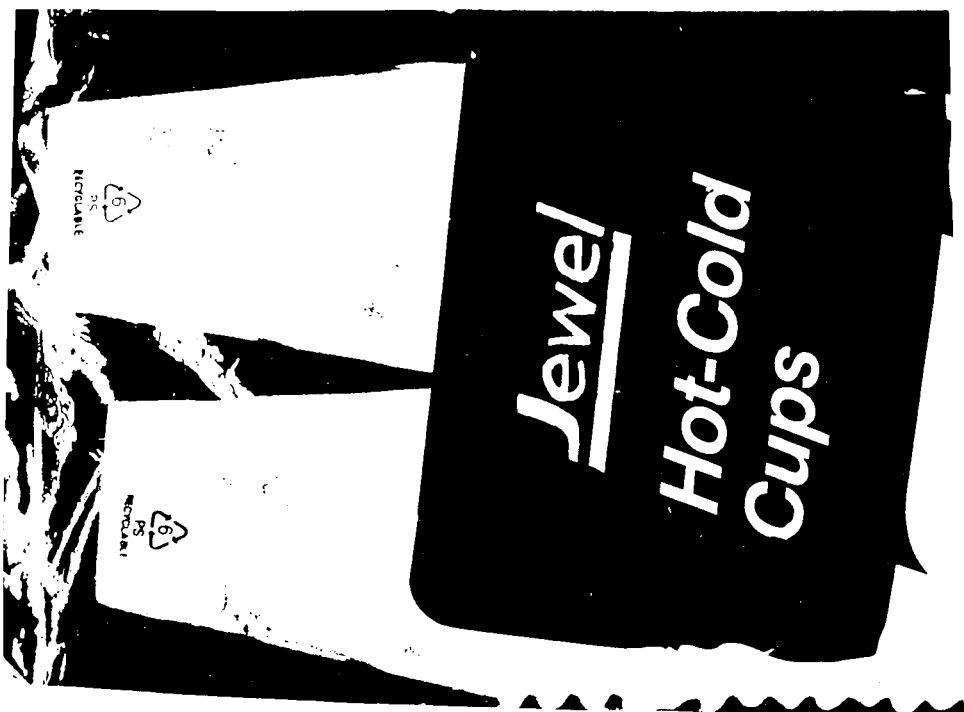
被審人は, Amoco 製の Snacker について, 三角形の矢印記号を含む次のような表示を行ってきた。

「リサイクル可能」(118 F.T.C. 194, at 197, 証拠資料 A, 資料 15)

「リサイクル可能」(118 F.T.C. 194, at 199, 証拠資料 B, 資料 16)

「100%リサイクル可能な発泡皿」(パッケージ前面の表示, 証拠資料 C, 118 F.T.C.194, at 200, 資料 17 参照)<sup>1)</sup>

被審人は, 上記のような表示を通じて, 直



\*資料 15 (118 F.T.C.194, at 197, 証拠資料 A)



- SOAK-PROOF
- CUT-RESISTANT
- ALL PLASTIC
- RIGID
- DOUBLE LAMINATED
- RECYCLABLE

**USAGE TIP**

Extremely hot foods taken directly from grill or frying pan may cause plate distortion. Please allow food to cool momentarily before placing on plate.

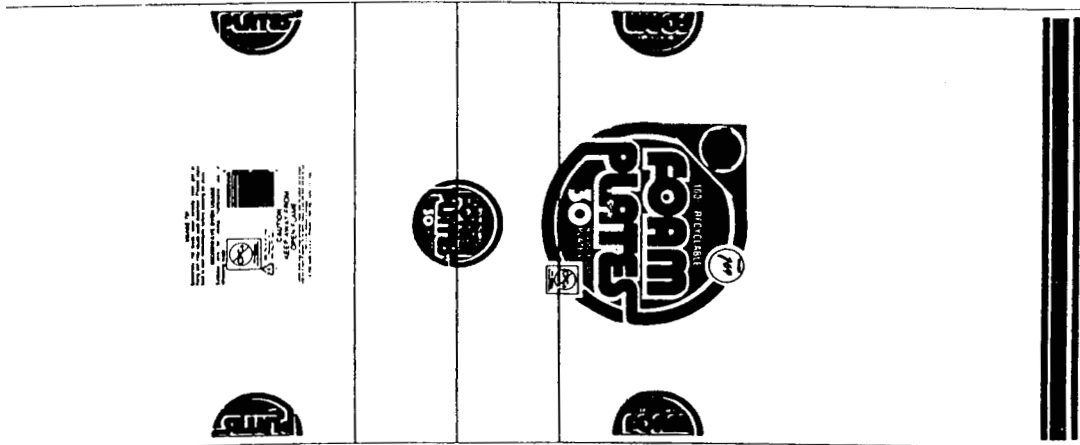
**MICROWAVE OVEN USAGE**

Suitable only for limited microwave use in reheating foods.

**CAUTION:**  
 PLASTIC BAGS CAN CAUSE SUFFOCATION.  
 PLEASE KEEP THIS PRODUCT AND ALL PLASTIC BAGS OUT OF THE REACH OF CHILDREN. DO NOT PERMIT CHILDREN TO PLAY WITH THEM AND DO NOT USE THEM IN CRIBS, PLAYPENS OR CRIBBAGES.



\* 資料16 (118 F.T.C.194, at 199, 証拠資料B)



REPRODUCING THIS SHEET IS FOR INDICATION ONLY AND SHOULD NOT BE USED AS COLOR GUIDE. USE SEPARATE INK SPECIFICATIONS ON OUR PRODUCTS AND PRODUCTS WHICH FAIL TO MEET THE WRITTEN SPECIFICATIONS ACCEPTED BY US IS LIMITED AS SET FORTH ON OUR IN SHIPMENT OF PLATES

Matthews International Corporation  
 Graphic Systems Division  
 3001 Kingston Ct.  
 Marietta, GA 30067  
 Phone (404) 984-9810

**Matthews**

REF. NO. 14-5323  
 DATE: 8-12-92

\* 資料17 (パッケージ前面の表示, 証拠資料C, 118 F.T.C. 194, at 200)

接または黙示によって、ポリスチレン製品がリサイクル可能であると表示してきた。被審人のポリスチレン製食品給仕用製品は、リサイクルされることは可能である。しかし実際には、これら製品をリサイクルに受け入れる回収施設は、全米でもごく少数しか存在しないため、大多数の消費者はこれらの製品をリサイクルすることはできない。したがって、の表示は、虚偽および欺瞞である。

被審人は、に示した広告表示を通じて、その表示がなされた時点で、表示内容を実証する合理的な根拠を保持していると表示してきた。しかし実際には、被審人は、表示内容を実証しうる合理的な根拠を有していなかった。

被審人の行為および慣行は、FTC法第5条に違反する通商における、または通商に影響を及ぼす、不公正な、もしくは欺瞞的な行為・慣行を構成する。

## (2) 審決および命令

FTCは被審人に対して、ポリエチレン製食品給仕用製品またはポリスチレン製パッケージ材料の広告、ラベル表示、販売に関して、直接的であれ黙示的であれ、次の二点について欺瞞表示を直ちにやめるよう命じる。第一に、製品、パッケージ素材がリサイクル可能であるとの表示。第二に、製品またはパッケージの回収プログラムが利用できるとの表示。

直接的であれ、黙示的によってであれ、製品またはパッケージが何らかの環境上の便益を有しているとの表示について、被審人に対して、表示時点で、表示内容を実証する適格かつ信頼しうる科学的な根拠を被審人が有していない場合、当該表示を直ちにやめるよう命じる。

## 結 び

「リサイクル可能」をめぐるFTCガイドおよび審決の特徴を要約する。

### (1) 回収施設およびプログラムの利用に関する限定条件の明示

ガイドにおける「リサイクル可能」の表示要件は、その製品が物質的にリサイクル可能な素材で作られているということではなく、リサイクルのための回収施設または回収サービスのプログラムを備えているということであった。特に、無条件にリサイクル可能と主張するには、実質的多数の消費者がリサイクル回収施設およびプログラムを利用できることが必要条件である。回収施設およびプログラムが、実質的多数の消費者またはコミュニティの人々に利用できない場合、その旨の限定条件を明示しなければならない。

FTCがこの条件を堅持していることは、審決における命令のなかで、参照印の付け方を厳密に指示していることにも現れている。FTCの審決および命令は、リサイクル回収施設の利用が限定されていることについて補足説明をおこなう場合、参照印は、リサイクル可能表示に近く近接して、きわめて明瞭かつ目立つ印でなければならないこと、アスタリスク等の印は、明瞭な印とは認められないと述べている。この限りでは、ガイドの規定は、リサイクル可能の表示基準としては、かなり厳密なものといえることができる。

図表や記号に関する表現としても、この表示基準は厳密であると思われる。White Castle System, America's Favorite Chicken Company, Oak Hill Industries Corp, Amoco Chemical

Companyの事件は、他の環境表示との複合ではなく、独立に「リサイクル可能」表示が問題とされた事件であった。これらの事件においては、「recyclable」の表示は、証拠資料に示したとおり、パッケージの一部に小さく表示された程度であったにもかかわらず、排除命令が出されている。

## （2）「実質的多数の消費者」と法の運用におけるグレーゾーン

他方、「回収施設が実質的多数の消費者に利用できる」という要件が、FTC法第5条の実際の運用において、どの程度に行使されているかという点では、曖昧な部分を残している。検討してきたとおり、ガイドは、設例4、設例5、設例10において、「注目するに十分な割合の人々には利用できるが、実質的多数の消費者には利用できない」場合には、施設の利用が限定されることについて、限定条件を付けなければ欺瞞に当たるとの立場を示していた（Guides, 16 C.F.R. § 260.7, d, Example 4, 5, 10）。しかしガイドは、「実質的多数の消費者に利用できる」とは、最低限、何パーセントの消費者を指すのか、という最低水準の数値を示してはいない<sup>2)</sup>。

回収施設の整備および利用条件は、製品分野によって異なるものであるから、あらゆる製品分野に一般的に適用する線引きとして、回収施設の利用条件について最低限達成すべき水準を示すことは、極めて困難であると推察できる。しかし、最低限度の数値を示していないことによって、「実質的多数の消費者に利用できること」という厳格な表示要件は、FTC法第5条の実際の運用においては、極めて、限定的にしか行使されないものになっている。

実際にFTCが申し立ておよび排除命令を出した事件は、いずれも、リサイクル施設および回収プログラムが事実上、存在しない場合（there are virtually no collection facilities）か、あるいは、極めて少数の施設しか存在しない場合（there are only a few collection facilities）に限られていた。極めて明白な違反事例、または「きわめて言語道断な違反事例のみ」<sup>3)</sup>が排除命令を受けたに過ぎないとも言える。この意味で、ガイドの基準は、実際の法の運用にグレーゾーンを残していると言える。

## （3）記号の使用方法

8つの審決のうち、White Castle System, Mr. Coffee, America's Favorite Chicken Company, Oak Hill Industries Corp., Lepage's, Amoco Foam Products Companyの6つの件では、「リサイクル可能」を表示するために記号が使用され、Keyes Fibre Companyの件では「リサイクル」「リサイクル可能」および「リサイクルされた紙から作られている」ことを表示するために、記号が使用されていた。

FTCのガイドによれば、リサイクル可能の表示のために、補足説明を伴わずに「追いかける三本の矢印」を使用する場合、主張者は、「リサイクル可能」および「100%リサイクル素材から作られている」の二つの意味を実証しなければならない。ただし、検討してきたように、FTCのガイドは、環境表示のための記号を定めていない。「追いかける三本の矢印」(a three-chasing-arrows symbol)についても、記号のデザインおよび意味、使用法について、ガイドによる定義は行われていない。記号の使用法における欺瞞を規制するためには、まず第一に、記号の意味を定義し、使用方法を規定

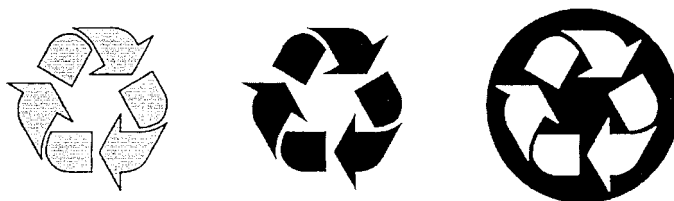
することが必要であるが、この点で、ガイドは課題を残していると言える。

なお参考までに示すなら、ISO14021では、環境主張を行う記号として、メビウスループが定められている(資料18参照)。ISO14021で規定されたメビウスループの使用法を要約するなら、次の四点になる。

(a) リサイクル可能、またはリサイクル含有量の主張に使用する記号は、メビウスループとする。メビウスループは、リサイクル可能およびリサイクル含有量の主張にのみ、使用する(14021, 5.10.2)。(b) 百分率の表示を伴わないメビウスループは、リサイクル可能と解釈する

(14021,7.7.3.3)。(c) リサイクル含有量の主張を行う場合、記号はメビウスループを使用し、必ず「X%」と百分率表示を伴わなければならない(14021, 7.8.3.2)。(d) 百分率表示を伴うメビウスループは、リサイクル含有量の主張と解釈される(14021,7.8.3.2)。

つまり、ISO14021では、リサイクル可能の主張の場合は、メビウスループ記号だけを表示し、リサイクル含有量を主張する場合は、たとえ100%含有であっても、百分率表示を付けることが要件となっている。この点で、FTCガイドと相違点がある。



\*資料18 メビウスループ(ISO14021, 5.10.2)

分別排出を容易にするための識別マーク(資源有効利用促進法による規定)



スチール缶  
(飲料・酒類用)



アルミ缶  
(飲料・酒類用)



PET  
ペットボトル  
(飲料・酒類、しよ  
うゆ用)



紙製容器包装  
(※段ボール製のものや  
アルミを使用していな  
い飲料・酒類用紙パッ  
クを除く)



プラスチック製容器包装  
(※飲料・酒類、しよ  
うゆ用ペットボトル  
を除く)

\*資料19 識別記号 (『ハンドブック消費者』2002年、内閣府国民生活局編、186ページより抜粋)

### FTCガイド

環境記号の定義：なし

補足説明のない連鎖する三本の矢印：

「リサイクル可能」および「リサイクル  
された素材100%で作られている」の  
両方の意味を実証しなければならない

ISO14021

環境記号の定義：メビウスループ

百分率表示を伴わないメビウスループ：

リサイクル可能

百分率表示を伴うメビウスループ：

リサイクル含有量

日本においても、「リサイクル可能」「リサイクル素材の含有」を示すものとして、メビウスループが使用されており、プラスチックの識別を示すものとして、SPIコードが使用されている。その他、分別排出のための識別表示記号として、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づいて、指定表示製品の容器包装には、識別記号が付けられている（資料19参照）<sup>4</sup>。さらに、業界団体、各種のリサイクル推進団体、個別企業によっても、使用済み製品や部品の回収サービスおよび再資源化を実施していることを伝達する記号や、製品が再生素材から作られていることを伝達する記号など、多様な記号が使用されている<sup>5</sup>。

リサイクルに関連して、あまりに多くの記号が異なる意味で使われているため、これらの記号について、その製品の回収サービス・施設が整備されており、当該製品の「リサイクル可能」であることを意味する表示、その製品が再生素材から作られているという「リサイクル素材の含有」を意味する表示、回収した製品を再資源化する取り組みを示す表示、部材の

分別のための識別表示、などのいずれであるかが消費者にわかりにくくなっている。これらの記号を消費者が「リサイクルできる」を意味するものと混同する可能性があると考え。わが国においても、リサイクルに関する記号について、記号の表示方法、および消費者の混同を回避するための補足説明のあり方について、環境表示のガイドラインおよび各種業界の表示の自主ルールを整備していくことが望まれる<sup>6</sup>。

### 注

- 1) 資料17の「100%リサイクル可能」の表示は、パッケージの中央部分下のFOAM PLATESのロゴの下に記載されている。この表示は、小さな文字で記載されており、パッケージの表示全体のなかでは、きわめて小さな空間を占める。FTCの審決集に掲載された証拠資料Cの写真の印刷そのものが不鮮明であること、紙数の関係で、これ以上の拡大印刷は困難であったことを了解いただきたい。
- 2) Grodsky(1993)参照。なお、国際規格ISO14021においても、リサイクルのための回収設備の利用が制限されている場合、どの程度までは許容されるか、どの程度であれば、限定条件を付けなければならないかについて、数値基準は示されていない。ただし、回収設備の利用が制限されていることを伝達しないような説明、たとえば「設備があれば可能」のような一般的表示は適切でないとしている（ISO14021, 7.7.2.c）
- 3) Grodsky(1993)は、第一に、回収施設の利用条件について、最低水準の線引きを行っていないことによって、FTCのガイドは、法の運用において曖昧なグレーゾーンを残していること、第二に、それにより、FTCの申し立ては、「きわめて言語道断な事件に限られている」こと、以上の点で、FTCのガイドは限界をもっていると指摘している。

なお、Grodskyによれば、環境表示において、最低限必要な数値基準を示していないのは、リサイクル可能表示における回収施設の利用条件



だけではない。「リサイクル素材の含有 (recycled materials)」表示における再生材料の最低含有率、「堆肥化可能 (compostable)」表示におけるコンポスト施設の利用条件、「分解可能 (degradable) および生分解可能 (biodegradable)」の表示における有毒・有害物質の漏出程度、および分解率についても、表示要件に最低水準 (minimum prerequisites quantitative requirements) を設定していないことによって、欺瞞表示と許容される表示との間に、明確な境界を引きことができなくなっていること、そのことにより、ガイドの表示規定はグレーゾーンを残していると指摘している。Grodsky (1993), pp.155-156, および同文献中の注57参照。

- 4) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令」「特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令」「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令」参照。「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、識別表示されるものについては、記号の表示方法が定められている。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01.html> および <http://www.kami-suisinkyu.org>参照。

- 5) 業界やリサイクル推進団体のマークとしては、たとえば、ペットボトルをリサイクルした再生処理フレークおよびペレットを使用した商品に付けるマークとして、「PETボトルリサイクル推奨マーク」(PETボトル協議会, <http://www.petbottle-rec.gr.jp>) や、使用済み牛乳パックを原料として再生利用した商品につける「牛乳パック再利用マーク」(牛乳パックの再利用を考える連絡会)、小型充電式電池のリサイクルの実施と電池の識別を表示する記号として、充電式電池のリサイクルマークなどがある (<http://www.baj.or.jp/recycle/minisecond>参照)。

なお、企業のマークのなかには、リコーのように、自社基準による自主制度として、リサイクルに関するマークを定めている場合や、リサ

イクルに関する取り組みをパンフレット等において説明する場合の目印として、使用している場合も見られる。いずれにせよ、第三者認証を経ない自己宣言として、独自の環境記号を使用する場合、表示内容の信頼性を確保するためには、表示基準が明確であること、また表示基準が公開されていることが求められる。第三者認証によらない自己宣言型環境主張に求められる要件については、ISO14021 (1999)、および企業の自主環境マークと表示基準の問題点については、竹濱 (2001) を参照されたい。

- 6) 環境表示においては、表示基準の前提として、求められる環境保全対応の規格と水準が製品分野ごとに異なるため、FTCのガイドのように、あらゆる製品分野に共通に適用する環境規定では、どうしても限界がある。このため、適正な環境表示を普及させるためには、業界ごとに公正競争規約ないし自主表示ルールを整備することが不可欠である。

リサイクルに関連する用語について、業界の使用基準を決めているものとして、全国家庭電気製品公正取引協議会による「家電品の『リサイクル』等に関連する用語の使用基準」がある。その内容を要約する。「リサイクル可能です」「リサイクルできます」の表示については、表示時点で、当該企業において、その個別商品(または品目)の回収およびリサイクルの「仕組み」が、実際にできている場合のみ、使用することができる。また、「当該企業において、その品目の回収およびリサイクルの『仕組み』が実際に稼働している場合には、その『仕組み』全体の説明として使用することができる。」「リサイクル率」の表示について。「当該企業において、その品目の回収およびリサイクルの『仕組み』が実際に稼働している場合には、リサイクルの『仕組み』全体についての説明として、『実績値』を『リサイクル率』として表現するのは可」とされている。この自主基準の優れている点は、「消費者にやってもらわねばならない事項(例; 回収・運搬、リサイクル処理などに必要な費用負担の必要性など)がある場合は、必ず近接して明瞭に表示すること」としている点である。

「リサイクル可能」表示に関連する付帯条件の明示を要求している点で、重要である。「リサイクル可能率」について。「個別商品(または品目)について、将来的な『可能率』を言うのは、推定値に過ぎず、具体的な根拠に基づくものでないので、使用できない」。商品名・愛称への「リサイクル」「リサイクル可能」などの冠使用について。「冠使用は、前提条件など必要な表示なしに、その商品がリサイクル可能であることを表現し、全体優良誤認として不当表示になりうるので、商品名・愛称……への冠使用は原則として行わない」(以上、全国家庭電気製品公正取引協議会、2000年、参照)。

## ガイドおよび審決

FTC, Guides for the Use of Environmental Marketing Claims, 16 C.F.R. § 260(2002), (1992, revised 1996, and 1998), 57 FR 36363, Aug. 13, 1992; 61 FR 53311, Oct. 11, 1996; 63 FR 24240, May 1, 1998, available at <http://www.ftc.gov/bcp/grnrule/guides980427.htm>

White Castle System Inc., 117 F.T.C. 1 (1994)

Mr.Coffee, Inc., 117 F.T.C.156 (1994)

America's Favorite Chicken Company, 118 F.T.C.1 (1994)

Oak Hill Industries Corp., 118 F.T.C.44 (1994)

LePage's, Inc., et al., 118 F.T.C.31 (1994)

AJM Packaging Corporation, et al., 118 F.T.C.56 (1994)

Keyes Fibre Company, 118 F.T.C. 150(1994)

Amoco Chemical Company, et al., 118 F.T.C.194 (1994)

## 参考文献

FTC (Federal Trade Commission), 1998, "*Eco-Speak: A User's Guide to the Language of Recycling*," available at <http://www.ftc.gov/bcp/online/pubs/alerts/ecoalrt.htm>

, 1999, "*Sorting Out Green Advertising Claims*," available at <http://www.ftc.gov/bcp/>

[conline/pubs/general/sortgrn.htm](http://www.ftc.gov/bcp/online/pubs/general/sortgrn.htm)

, 1999, "*Environmental Marketing Claims*," available at <http://www.ftc.gov/bcp/online/pubs/buspubs/epaclaims.htm>

, The FTC's Environmental Cases, at <http://www.ftc.gov/bcp/grnrule/enviro-cases.htm>  
 FTC's Staff, 2000, "*Complying with the Environmental Marketing Guides*," available at <http://www.ftc.gov/bcp/online/pubs/buspubs/greenguides.htm>  
 FTC and Postal Service, 1998, "*Making Environmental Marketing Claims on Mail*," available at <http://www.ftc.gov/bcp/online/pubs/buspubs/epamail.htm>  
 Grodsky, J. A., 1993, "*Certified Green: The Law and Future of Environmental Labeling*," 10 Yale Journal on Regulation 147, Winter.

ISO (International Organization for Standardization), 1999, *ISO14021, Environmental Labels and Declarations: Self-Declared Environmental Claims*.

Consumers International, 1999, *Green Claims: Environmental Claims on Products and Packaging in the Shops, An International Study*, available at <http://www.consumersinternational.org>

The European Commission, 1999, *Outline of a Possible Community Approach in the Area of Green Claims Consultation Document*, available at [http://europa.eu.int/comm/consumers/policy/developments/envi\\_clai/envi\\_clai01\\_en.html](http://europa.eu.int/comm/consumers/policy/developments/envi_clai/envi_clai01_en.html)

内田耕作, 1994, 「環境表示規制のあり方: 米国における規制動向を手がかりとして」『公正取引』第523号, 1994年, 5月。

上原春夫, 1999, 「製品市場と環境情報ディスクロージャー: 環境ラベルの動向」, (國部克彦・角田季美枝編, 1999, 『環境情報ディスクロージャーと企業戦略』東洋経済新報, 第5章所収)。

, 2002, 『Q & A 環境商品表示の実務』新日本法規。

岸本大太郎, 1992a, 「地球環境広告と表示規制 ドイツ不正競争防止法の最近の判例を中心に(上)」, 『公正取引』第502号。

1992b, 「地球環境広告と表示規制 ドイツ不正競争防止法の最近の判例を中心に(下)」, 『公正取引』第503号。

公正取引委員会, 2001, 「環境保全に配慮した商品の  
広告表示に関する実態調査について」,

<http://www.jftc.go.jp>

全国家庭電気製品公正取引協議会, 2000, 「家電品にお  
ける『地球環境保全』の訴求に関する表示基準」,  
[http://www.eftc.or.jp/news/news\\_info\\_02.html](http://www.eftc.or.jp/news/news_info_02.html)

竹濱朝美, 2001, 「環境配慮製品の広告表示とISO14021:  
『すべての自己宣言型環境主張に適用する要求事  
項』について」『立命館産業社会論集』第37巻第  
2号, 9月, pp.31-61.

, 2002, 「米国連邦取引委員会の環境表示規制

および『リサイクル可能』表示をめぐる審決(1)」,  
『立命館産業社会論集』第38巻第2号, 9月。

波光巖, 1999, 「欺瞞的広告に対する連邦取引委員会  
の規制」, 『公正取引』, 587号(9月号)。

本城昇, 2001, 「適正な環境表示の必要性とその課題  
不実証表示の規制と適正な情報提供の促進  
の必要性」『国民, 生活研究』2001年9月を  
参照。

山本良一・山口光恒監修, 2001, 『環境ラベル: 一般  
原則 & タイプ』, 『』, 社団法人産業環境管  
理協会発行, 財団法人日本規格協会。

\*本稿は, 平成14年度, 文部科学省科学研究費補助金, 基盤研究(C)2「環境配慮型製品の広告における誤解を招かない情報コミュニケーションの研究」(研究代表者: 竹濱朝美, 課題番号14530160)による研究助成を受けて行われた研究の一部である。

## Federal Trade Commission's Regulations on Environmental Claims and Cases Where a Product was Represented as Recyclable ( 2 )

TAKEHAMA Asami \*

**Abstract:** This paper analyzes the Federal Trade Commission's Guides on environmental claims and cases. Our examination focuses on the FTC's environmental cases where a product or package was represented as recyclable. In these cases, the FTC made complaints that the representations of recyclability were false and misleading.

In 1992, the FTC issued the Guides for the Use of Environmental Marketing Claims to prevent the false or misleading use of environmental terms in advertising and marketing. The guides indicate how the FTC will apply Section 5 of the FTC Act, which prohibits unfair or deceptive acts or practices, to environmental marketing claims. The FTC has issued decisions and orders in 37 cases in accordance with the guides.

Through analyzing the FTC's guides and the cases regarding claims of recyclability, we aim to confirm the legal criteria of deception in environmental advertising when the FTC enforces laws.

We confirmed as follows:

First, the FTC considers that recycling programs or collection facilities for a product or packaging are essential for recyclable claims. When a product is labeled with unqualified claims of being "recyclable," collection facilities for the product should be available to the substantial majority of consumers or communities. The FTC requires that claims of recyclability should be adequately qualified if the availability of recycling programs is limited.

The FTC made the following complaints:

Through the use of the statements and depictions in the promotional materials, respondent represented, directly or implication, that the product was recyclable. In truth and in fact, the product was capable of being recycled, but the vast majority of consumers could not recycle the product because there were virtually no collection facilities that accepted the type of product for recycling. Therefore, the representation of recyclability was false and misleading.

Secondly, the FTC requires substantiation of what an environmental symbol means. The three-chasing-arrows symbol without any qualifying text should be interpreted as meaning that the product is both "recyclable" and is made entirely from recycled materials.

**Keywords:** Federal Trade Commission, The Guides for the Use of Environmental Marketing Claims, advertising substantiation, deceptive advertising, environmental claims, recyclable, recycled content, three-chasing-arrows symbol, ISO14021

---

\* Associate Professor of the Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University